

令和2年6月 四万十市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年6月8日(月) 午後2時30分～午後3時28分

2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	弘田 美和	14	新玉 年一
2	桑原 宏文	9	山本 官	15	正木 卓夫
4	加用 雅啓	10	芝 順子	16	岡崎 誠
5	安藤 久徳	11	伊勢脇精藏	17	尾崎 征洋
6	谷崎 容子	12	土居 忠栄	18	福留 宣彦
7	遠地美千代	13	清水 優志		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名
1区	東 正世	7区	田邊 次男
2区	武井 健治	8区	竹村 光一
4区	濱田 正史		
6区	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	井上 靖好	19	畠中 温喜		

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3区	小野 芳夫	5区	宮地 秀之		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	東 昭伸
事務局長補佐	渡辺 昌彦	主事	永野 ほのか
係長	柴 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～3番)
- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～4番)
- 第3号議案 非農地証明書の交付について(1番～3番)
- 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～2番)
- 第5号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番～2番)
- 報告事項
- その他

7 連絡事項

○事務局

只今から「四万十市農業委員会6月総会」を開会いたします。

本日の欠席委員は、議席番号3番 井上 靖好 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。推進委員は、小野 芳夫 委員、宮地 秀之 委員より欠席の報告がありました。

それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第6条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは、議席番号17番 尾崎 征洋 委員、議席番号1番 篠田 新生 委員にお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

なお、2番については尾崎委員に係る案件となっておりますので先に1・3番を審議したいと思います。よろしくお願いします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号1。土地の表示は、大字 九樹 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦40年の61歳の兼業農家で、農作業への従事日数は200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦35年の夫と、農作業暦10年の子の3人となっております。農機具につきましましては、トラクター、管理機、軽トラック、乾燥機、田植え機、コンバイン、耕運機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約15分の距離となっております。耕作面積は58aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われまゝです。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 利岡 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦49年の69歳の農家で、農作業への従事日数は250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのことです。

申請地は自宅から約3分の距離となっております。耕作面積は83aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われまゝです。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局の説明どおりで問題ありません。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

譲受人の住所が具同となっていますので報告します。土地は清水委員に確認してもらい問題ないとのこと。譲受人は前回も同じようなパターンで議案として出されているものと同じで、譲受人については農業用の機械も譲渡人の所へあり、具同から譲渡人の所へ作りに行くということです。問題ありませんのでよろしくお願ひします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか。

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

譲渡人と譲受人は親子関係で子は田、畑を作りに来ています。問題はあります。

◆議 長 （福留会長）

推進委員の意見ですが、宮地委員は本日欠席となっておりますので推進委員の意見は省略したいと思います。

◆議 長 （福留会長）

「3番の関係委員」お願ひします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

3番について報告します。5月30日武井推進委員と2人で譲受人と会い、現地確認と聞き取りを行いました。申請地の現況は土地改良が完了している地区の一角で、既に荒代の状態でした。周囲に迷惑をかける心配はありません。また譲受人は利岡地区で積極的に土地改良事業に取り組んでいる地域の担い手農家です。問題ありませんのでよろしくお願ひします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか。

◇武井委員（後川・大川筋地区担当）

山本委員から説明のあったとおりです。間違いはありません。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願ひいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、1・3番の採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◆議 長 (福留会長)

続きまして2番ですが、尾崎委員すみませんが少しの間退室をお願いします。

～～～ 尾崎委員退室 ～～～

◆議 長 (福留会長)

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

続きまして番号2。土地の表示は、大字 安並 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦55年の75歳の農家で、農作業への従事日数は250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのこと。

申請地は自宅から約700メートルの距離となっております。耕作面積は89aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「2番の関係委員」ですが、井上委員は本日欠席となっておりますので意見は省略したいと思います。

◆議 長 (福留会長)

推進委員の意見もいただきたいですが、宮地推進委員も本日欠席となっておりますので、意見は省略したいと思います。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2番の採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◆議長 (福留会長)

尾崎委員に入ってもらってください。

～～～ 尾崎委員入室 ～～～

◆議長 (福留会長)

続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達について議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。

番号1。土地の表示は具同西ノ丁、以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。5月28日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、25年間の賃貸借契約を設定し倉庫、事務所を建築するものです。場所については明屋書店四万十川店から20メートルほど北側に位置する農地です。申請地の西側は農地であり、所有者から転用の同意を得ています。東側は幅員6mの市道と市道を隔てた反対側及び北側、南側は宅地です。また排水に関しては、浄化槽を設置のうえ既設市道側溝への排水及び土地改良区の水路への排水同意も得ており、これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された準工業地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして、番号2。土地の表示は渡川1丁目 地番以下、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。5月28日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については具同小学校から、50メートルほど東に位置する農地です。申請地の西側は宅地、南・北側は農地、東側も市道をはさみ農地でそれぞれ所有者から同意を得ております。排水に関しても雑排水は合併浄化槽を経て、市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして、番号3。土地の表示は古津賀1丁目 地番以下、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。5月28日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、30年間の使用貸借権の設定をして住宅を建築するものです。場所については古津賀保育所から30メートルほど北に位置する農地です。申請地の東・南側は宅地、北側は幅15メートルの市道、西側は申請貸人所有の土地です。排水に関しても雑排水は合併浄化槽を経て、市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われます。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして、番号4。土地の表示は右山元町二丁目、以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりでございますが、一部訂正箇所がございます貸人ですが、正しい住所は四万十市右山元町二丁目5番6号でございますので訂正させていただきます。5月28日、会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの7ページ、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、30年間の使用貸借権の設定をして住宅を建築するものです。場所についてはあおぎ保育所から市道を隔てた東側に位置する農地です。既に申請地の北側一部分を駐車場に転用していたため申請書に顛末書が添付されています。申請地の北側は申請貸人所有の駐車場、東側は幅3mの市道と更にその東は宅地、南側も申請貸人所有の土地です。西側は幅員6mの市道です。また排水に関しては、雑排水は合併浄化槽を経て市道側溝へ排水、また雨水についても市道側溝及び自然浸透で排水する計画となっております。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われます。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種住居地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1・2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

1番と2番の報告をします。事務局の説明どおり現地確認を行いました。1番は都市計画区域で排水が出来る側溝があります。土地は広いですが、事業実施についてちゃんとすると確約も得られています。2番についてここも都市計画区域の中です。個人住宅ですが、排水についても既設の側溝がありまして1、2番とも問題ありません。

◆議長（福留会長）

推進委員の意見ですが、宮地推進委員は本日欠席となっておりますので推進委員の意見は省略したいと思います。

◆議長（福留会長）

「3番の関係委員」の井上委員ですが本日、欠席となっておりますので関係委員の意見は省略したいと思います。

◆議 長 (福留会長)

推進委員の意見ですが、宮地推進委員は本日欠席となっておりますので推進委員の意見は省略したいと思います。

◆議 長 (福留会長)

「4番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員(中村地区担当)

5月28日会長、事務局、申請代理人で現地確認をしました。申請地は両側を道路で挟まれた細長い形で現在は作物が植えられていました。東側には駐車スペース、駐車場がありました。事務局の説明どおりで間違いありませんのでよろしくお願いします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員の意見ですが、宮地推進委員は本日欠席となっておりますので推進委員の意見は省略したいと思います。

◆議 長 (福留会長)

私から事務局へ聞きたいことがあります。1番は宅地への転用面積が1,923㎡と広いが、昔は県の現地調査が500㎡を超えると来ていたが、今はどれくらいで県の調査が来るのかお聞きしたい。

○事務局

3,000㎡を超えると高知県農業会議に進達します。そのあと現地を見に来ます。

◆議 長 (福留会長)

はい。分かりました。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 (福留会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 江ノ村 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、5月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と東中筋地区担当の清水委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。当該地は江ノ村で、大英環境機構有限会社から道一つ隔てた鉄道高架のすぐ北側になります。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と思われるので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 古津賀 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、5月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と東山地区担当の尾崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの11ページ及び12ページをご覧ください。当該地は古津賀で、サニーマートから東に約120メートルの場所になります。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 古尾 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号3につきましては、5月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と富山地区担当の伊勢脇委員立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの13ページ及び14ページをご覧ください。当該地は古尾で、上古尾地区集会所から北に約1.7キロメートルの場所になります。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と思われるので、非農地証明については可能と考えます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

1番ですが5月28日会長、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明どおりで問

題はありません。よろしくお願ひします。

◆議 長 (福留会長)

「2番の関係委員」お願ひします。

◇議席番号17番 尾崎委員(東山地区担当)

四万十市古津賀カドノハナ1808番(予定地番1808番2、予定地番1808番3)について報告します。5月28日農業委員関係者と申請関係者とで現地確認を行いました。場所については事務局の報告どおりです。申請の土地は40年ぐらい前に農道の拡張工事があり、その時より道として利用し公衆用道路として現在に至っております。農地への復元は困難と思ひますので問題は無いと思ひます。

◆議 長 (福留会長)

「3番の関係委員さん」お願ひします。

◇議席番号11番 伊勢脇委員(富山地区担当)

5月28日事務局と現地確認を行いました。事務局の説明どおり山林となっており非農地証明は間違いありませんのでよろしくお願ひします。なお、山奥の80㎡ですか、これを農地にする言うたらユンボを持って行って何百万円とかかるような所をいちいち現地確認をする必要があるのでしょうか。

◆議 長 (福留会長)

事務局の答弁をお願ひします。

○事務局

やはり農業委員会として証明という行為をする以上、現地の確認は必要と考えます。他市町村農業委員会にも確認はしたいと思ひますが、証明書として出す以上現地確認は必要と考えます。

◆議 長 (福留会長)

伊勢脇委員いいですか。

◇議席番号11番 伊勢脇委員(富山地区担当)

はい。分かりました。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願ひいたします。

◆議 長 (福留会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書（案）は6ページになります。この案件は、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。

それでは1番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は2名、申請地等は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの15ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。期間は令和2年6月8日から令和12年6月7日までの10年間となっております。

続きまして2番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は8名、申請地等は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの16ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。期間は令和2年6月8日から令和12年6月7日までの10年間となっております。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

1番について農業公社を通じての貸借の関係ですが、土地についても今現在耕作されております。2番についてもかなりの筆数がありますが、ここもほとんど耕作されております。水稻です。また配分の所で説明することがあると思いますが、利用権設定については問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

推進委員の意見ですが、宮地推進委員は本日欠席となっておりますので推進委員の意見は省略したいと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案の 農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、7ページになります。本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。それでは、議案書の8ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。右側の貸付先ですが、計画案の1番は四万十市具同の担い手農家に転貸する案となっております。

農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの15ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

続いて、計画案の2番は黒潮町馬荷の担い手農家に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの16ページ及び前のスクリーンをご覧ください。今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書9ページが配分計画書（案）の1番、10ページが配分計画書（案）の2番について説明したものとなりますのでご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借り受け選定理由書です。対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1・2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

1、2番については担い手への貸借となりまして、1番の貸付先の方は具同地区でも本当の担い手という方で過去にも利用権設定とかされております。農業は水稻を主でやっています。2番について借りる方は黒潮町の方ですが、過去にも最近ですが利用集積の案件が中間管理事業で出ていまして、今回も出たということになっています。ただ、この方への連絡は通じず、確認は農業公社や1番の借受人も2番の方のお世話もしたということであり、また農地も互いに近くにあるということで1番の借受人に聞いて間違いないとのこと。黒潮町においても認定農業者となっています。それと「一応使用貸借となっているが」と確認したら、契約は使用貸借で行うとのこと、2番も同様とのこと。

◆議 長 (福留会長)

宮地推進委員は本日、欠席となっておりますので推進委員さんの意見は省略したいと思います。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 (福留会長)

意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画(案)につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画(案)につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。

○事務局

形状変更の届が1件出ておりますので報告いたします。

お手元にお配りしております、別紙の「その他 形状変更届出について」をご覧ください。

変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。

番号1。土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、水田として耕作不適地のため、盛土を施しミカン等の果樹園として利用したいためとのことです。変更期間は、平成31年3月1日から令和3年3月31日となっております。

なお、届出よりも前に埋め立てを行っていたため、始末書付きとなっております。以上です。

それでは、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について案を作成いたしましたので、説明させていただきます。本計画や活動については、平成22年より作成しておりますが、平成28年に発出された国からの通知によりまして「毎年度6月30日までに公表することが適当である」ということになっておりますので、今回の総会で皆さまの意見をお聞きいたしまして、本市ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、内容についての説明に移りますが、要点のみ説明をさせていただきます。お手元の2種類の書類のうちの「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の方をご覧ください。左上に「別紙様式2」と書いている方になります。この様式2は、昨年度、目標を立てた結果を記載しているものとなります。

1ページの「農業委員会の状況」は省略いたしまして、2ページ目「担い手への農地の利用集積・集約化について」説明させていただきます。上から下まで1、2、3、4、とありますが、2番目の「令和元年度の目標及び実績について」のところを見てもらいますと令和元年度の目標としてマル1、25haとしておりましたが、実際の集積面積はマル2、の18.3ha、そのうち新規は11.3haとなっております。次に下の3の「目標の達成に向けた活動の活動実績」に記載しておりますが、担い手の掘り起こしや、担い手の地域内での農地利用についての活動推進や、人・農地プランの実質化に向けた活動実績について記載しております。3ページ以降は次の令和2年度の目標でふれますし、農地法の点検項目ですので、省略させていただきます。別紙様式2についての説明は以上といたします。

次に「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」左上に「別紙様式1」と書いてある方の説明に移らせていただきます。1ページ目の「農業委員会の状況」は省略させていただきます。2ページ目の「担い手への農地の利用集積・集約化について」とあるところの、上から2番目の「令和2年度の目標及び活動計画」についての目標とする集積面積ですが、過去3年間の実績を参考に今年度の目標値も昨年同様25haとしております。併せて、昨年度からの継続の活動として、人・農地プランの実質化に向けた活動について記載をしております。

次にその下3番目の「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」については過去3年間の実績が、平成29年度は5経営体、30年度は2経営体、31年度は3経営体、となっております。毎年新規参入者の目標は5経営体として目標面積は1人2反として1haとしていますので、ここは昨年同様としております。次に3ページ目の「遊休農地に関する措置について」ですが、うえから2番目の「令和2年度の目標及び活動計画」の解消目標面積ですが、昨年の解消面積は0でありますし、解消が困難な荒廃農地が残ってきており、大きな解消は難しいと考えられるため、前年同様 解消目標値は1haとしました。以上で説明は終わります。昨年同様、市のホームページに掲載をさせていただきます。

◆議長（福留会長）

その他何かございませんか。

～～～ 意見なし ～～～

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 6 月 8 日

議 長 福留宣彦

署名委員 尾崎 征洋

署名委員 篠田 新生